

TCC 琴浦町担当者様

発信元	琴浦町
担当課	農業委員会事務局
担当者	毎田 陽子
連絡先	0858-55-7809
令和3年7月19日(月)	

「令和3年度農地利用状況調査出発式」

●町内の全農地を巡回する農地パトロールを実施

主催 琴浦町（担当課：農業委員会事務局）
日時 令和3年7月27日（火）午前10時00分～正午
場所 出発式及び講演 琴浦町役場分庁舎 2階多目的ホール
現地研修 赤碕総合運動公園付近の農地

事業紹介

農業委員会では、優良農地の確保、農地の有効利用の促進のため、毎年農地利用状況調査（農地パトロール）を実施している。農地パトロールでは、農業委員、農地利用最適化推進委員が総動員で町内全ての農地を巡回し、農地の利用状況を把握することで、遊休農地の解消、違反転用の防止を図っている。

出発式に引き続き、研修では県農林水産部農業振興監経営支援課と一般社団法人鳥取県農業会議より講師をお招きして講演いただく。

講演終了後、赤碕総合運動公園付近の農地で現地研修を行う。

（詳細は添付資料のとおり）

令和3年度琴浦町農地利用状況調査（農地パトロール）出発式

日時 令和3年7月27日（火）

午前10時00分～正午

場所 役場分庁舎 多目的ホール

（進行：山根事務局長）

1 開 式

2 農業委員会会長あいさつ

3 町長あいさつ

4 調査の概要説明

実施方法及び注意事項、調査体制の説明（石賀農地委員会長）

5 事前研修

テーマ 未定（調整中）

講 師 鳥取県農林水産部経営支援課 課長補佐 井上 喜一郎 氏
一般社団法人鳥取県農業会議事務局長 倉益 悦生 氏

6 現地視察

赤碕総合運動公園付近のほ場

7 閉 式（現地解散）

令和3年度琴浦町農地利用状況調査（農地パトロール）実施要領

1 調査の目的

農業委員会は、食料の安定供給の確保のため、優良農地の確保及び農地の有効利用の促進等が求められている。

そこで、農地法第30条の規定に基づき利用状況調査を実施し、本町の農地の実態を総点検することで、遊休農地の把握、違反転用の発生防止を図る。

2 実施主体 琴浦町農業委員会

3 調査期間 令和3年7月27日（火）～9月30日（木）

4 調査出発式（雨天決行）

日時 令和3年7月27日（火）午前10時00分～正午

場所 役場分庁舎 2階多目的ホール

内容 会長あいさつ、概要説明（農地委員長）

事前研修（県農林水産部経営支援課及び鳥取県農業会議）

準備物 農地パトロール3点セット（帽子、腕章、自動車用マグネット）

※個人管理

5 調査対象農地 琴浦町内の全農地

6 調査体制

地区公民館単位の9班編成で実施（一覧表は別紙のとおり）

調査員 25名（町農業委員・農地利用最適化推進委員）

補助員 町農林水産課、農業委員会事務局職員

7 調査方法

昨年度の調査結果を反映した農地利用状況調査図面、及び航空写真図面を活用し、上記調査体制をもって農地確認を行う。その際、農地の変化、再生度合、荒廃の進捗等を確認し、以下のとおり記録する。

（前回調査結果を調査図面に着色済） A分類農地 → 黄色

B分類農地 → 赤色

再生農地 → 水色

（1）昨年と変化がない場合

調査図への記入は不要。

（2）昨年まで荒廃農地であったが、農地として再生した場合

A、B分類は既に着色済みなので、青ペンで農地ピンをチェックする。

（3）新たに荒廃農地A分類（再生して農地利用可能なもの）が発生した場合

緑ペンで該当の筆の農地ピンをチェックする。

(4) 再生農地が再びA分類（再生して農地利用可能なもの）と判断される場合
再生農地は既に水色で着色してあるので、緑ペンでチェックする。

(5) A分類（再生して農地利用が可能）の荒廃が進み、B分類（再生利用が困難）と判断される場合

A分類は、すでに黄色で着色してあるので、赤ペンでチェックする。

(6) 新たにB分類（再生利用が困難）を発見した場合

該当筆の農地ピンを赤ペンでチェックする。

8 調査結果の報告等

調査結果（調査図と記録簿）を9月30日（木）までに農業委員会事務局へ提出してください。

9 農地利用状況調査及び農地利用意向調査の実施の流れ

利用状況調査結果の提出	9月30日まで
調査結果の整理	10月末まで
利用意向調査票の郵送	11月上旬
意向調査の回答期限	11月末まで
訪問調査（※）	12月末まで

（※）回答期限までに調査票が農業委員会事務局へ返送されなかった場合、委員が農地所有者と面談して意向を確認し、あわせて調査票を回収する。

10 留意事項

- ・班ごとに調査日、調査順、小グループ分けなど打合せをお願いします。
- ・調査に使用する車は、委員の自家用車をお願いします。
- ・調査は複数名で行ってください。
- ・調査日は、毎月提出いただいている活動記録簿にも記入をお願いします。